

令和8年度国東市市民特派員募集要項

1 国東市市民特派員の目的

市政及び地域の情報提供を行っている市報くにさき及び市公式 SNS 等の役割をさらに充実、発展させ新鮮で親しみやすい記事づくりを目指すとともに、市政への市民参加をより一層推進する。

2 活動内容

- (1) 市内におけるイベントや話題、心温まる出来事などの情報を、メールで市に提供する。
- (2) (1)の情報や市の企画する事業に関する取材を行い、写真と記事を原則として月に2回程度、メール等で市に提出する。
- (3) 市が年2回及び必要に応じて開催する会議に出席する。
- (4) その他必要な事項に関するを行う。

3 応募資格

- (1) 満20歳以上で、引き続き1年以上市内に住所を有すること。
- (2) 市の広報活動に深い関心を有し、積極的な情報発信が可能であること。
- (3) 市報くにさき、市ホームページ及び市公式SNS等で顔写真及び氏名(ペンネーム可)を紹介しても差し支えないこと。
- (4) 市に提出した写真等について、市が校正を行い、市報くにさき、市ホームページ及び市公式SNS等に掲載(投稿)することに同意いただけること。
- (5) 活動に係る注意事項及び禁止事項を遵守できること。
- (6) 常勤の公務員及び議会の議員ではないこと。

4 注意事項

- (1) 情報提供及び写真と記事の提出に際しては、個人のスマートフォン、パソコン等を使用すること。
- (2) 写真は鮮明なものが必要なため、不鮮明なもの、画素数が低いものは使用できない場合がある。
- (3) 投稿する写真は自身が撮影したものに限る。
- (4) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得ること。(市は肖像権侵害等の一切の責任を負わない。)
- (5) 投稿内容が不適切な方や、参加資格を満たさないと判断された方は、国東市市民特派員を解職させていただく場合がある。

5 禁止事項

以下に該当する情報提供を禁止する。

- (1) 法令もしくは公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権などを侵害するもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 虚偽もしくは事実と異なるもの又は単なる風評や風評を助長させるもの

- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (8) 犯罪行為を助長するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) その他、本市が不適切と認める情報やこれらの内容を含むリンク等

※ その他、内容が不適切と判断される恐れがある場合は、政策企画課広報・DX推進係から連絡し、対応をお願いする場合があります。

6 謝礼

なし

7 募集期間

令和8年3月6日(金)～ 令和8年3月19日(木)

8 任期

委嘱日～令和9年3月31日

9 募集人数

4人

10 応募方法

インターネットを利用した専用フォームへ入力。(他の手段での提出は不可)

URL: <https://logoform.jp/form/QwWR/1414750>



11 選考

応募者が5人以上の場合は、居住地域(国見町、国東町、武蔵町、安岐町)に出来る限り偏りがないように選考する。

選考結果は、令和8年3月末までにメールで通知。